

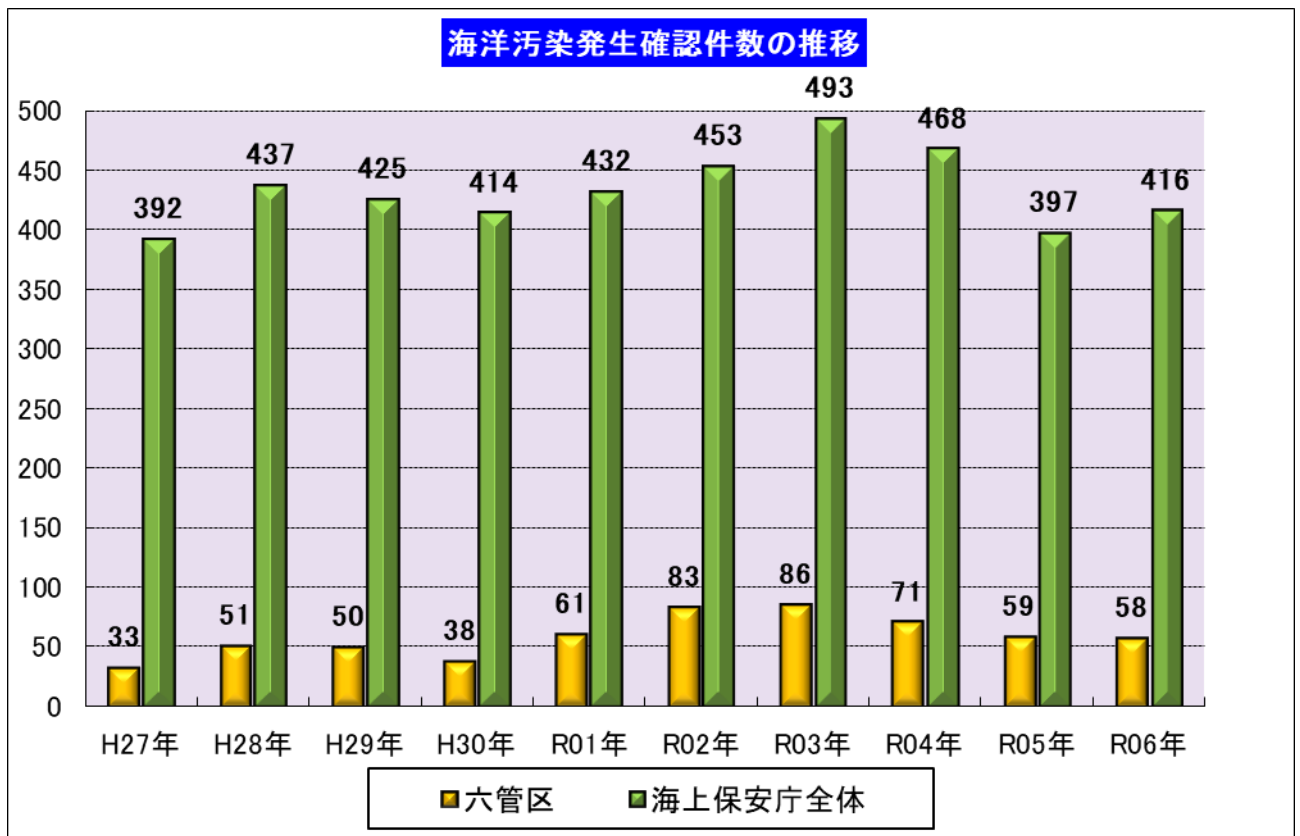


3年連続で汚染確認件数が減少！

～令和6年瀬戸内海・宇和海の海洋汚染について～

1 海洋汚染の発生確認状況

令和6年1月1日から令和6年12月31日の間（以下「令和6年」という。）に第六管区海上保安本部管内で確認した油、廃棄物等による海洋汚染の発生確認件数は58件で前年より1件減少しており、海上保安庁全体で確認した416件のうち約14%を占めています。



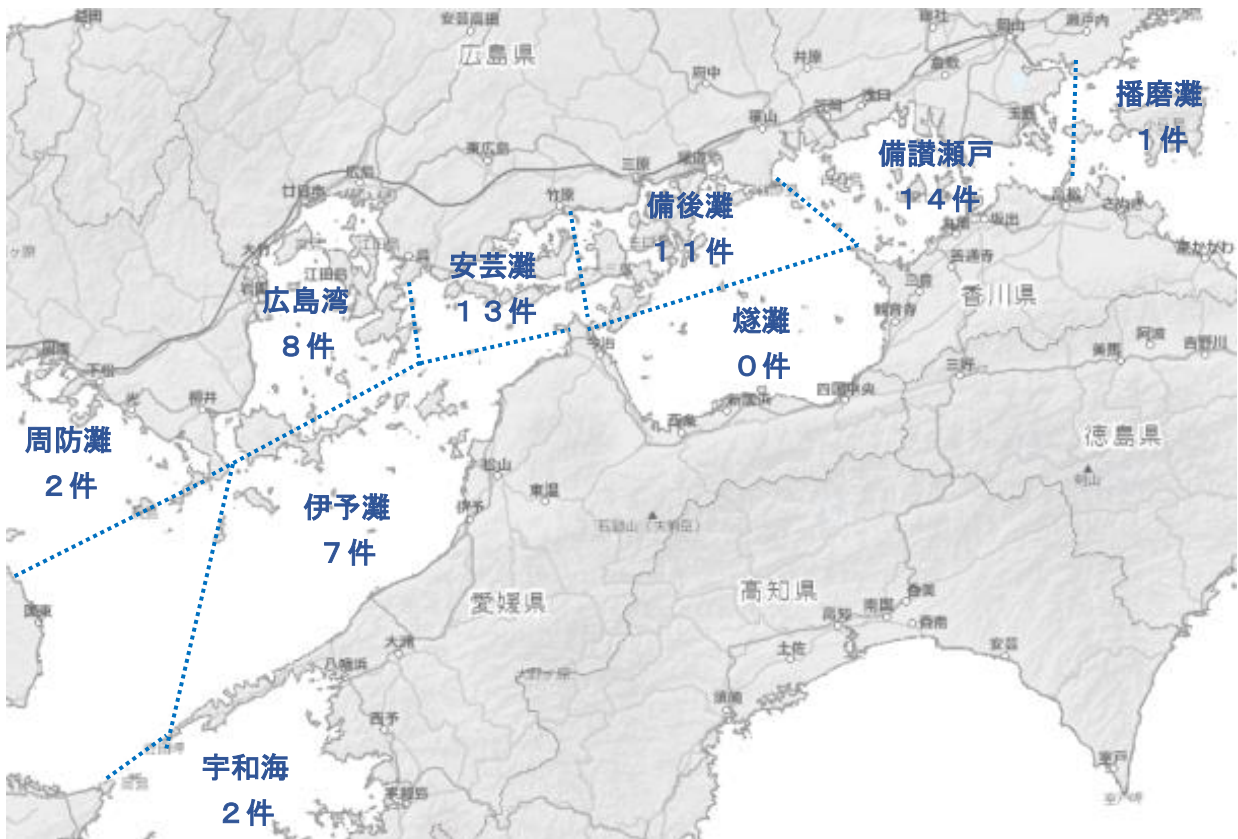
【 管内の海洋汚染の特徴 】

○管内海域別の海洋汚染状況

第六管区海上保安本部管内で確認した海洋汚染の発生確認件数58件を「海域別」に示した結果は以下のとおりです。

	播磨灘	備讃瀬戸	燧灘	備後灘	安芸灘	広島湾	伊予灘	周防灘	宇和海	合計
R6	1	14	0	11	13	8	7	2	2	58
R5	5	9	2	12	7	16	0	5	3	59
R4	2	17	5	13	4	14	6	6	4	71
R3	2	29	6	11	8	16	4	8	2	86
R2	1	18	10	13	13	21	1	3	3	83

(参考：管内の海域略図)



○海洋汚染の傾向

汚染物質の内訳は、油による汚染が46件（全体の約79%、前年比6件増）で最も多く、廃棄物による汚染が9件（全体の約16%、前年比8件減）となっており、工場排水による汚染は2件、その他が1件、有害液体物質^{※1}による汚染は0件でした。

排出原因の内訳は、不明・その他を除き、取扱不注意^{※2}が14件（全体の約24%、前年比2件増）と最も多く、次いで、故意、破損^{※3}、海難となっています。

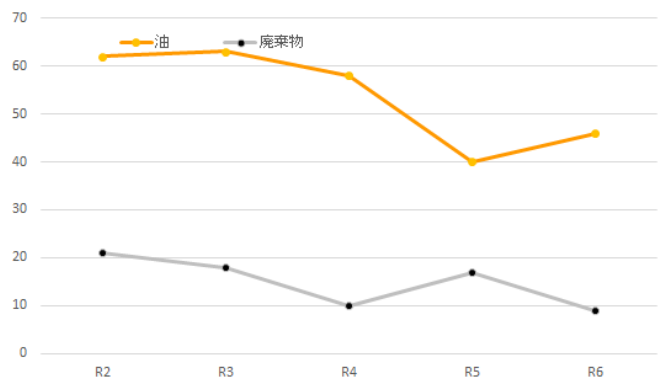
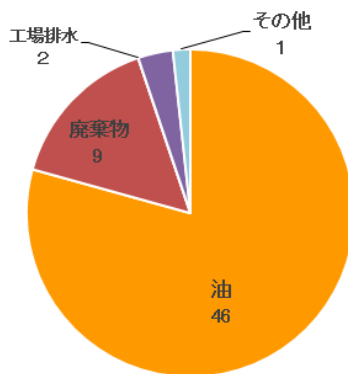
令和6年の傾向としては、昨年同様に油と廃棄物による海洋汚染が依然として多く、油については、船舶からの作業中の**取扱不注意による排出**が多く、廃棄物については、**家庭ごみの投棄及び漁業活動に伴う投棄**が多く発生しています。

※1 油以外の液体物質のうち、海洋環境保全の見地から有害である物質として政令で定める物質のこと

※2 作業時におけるバルブ取扱い不注意、タンク計測不注意等

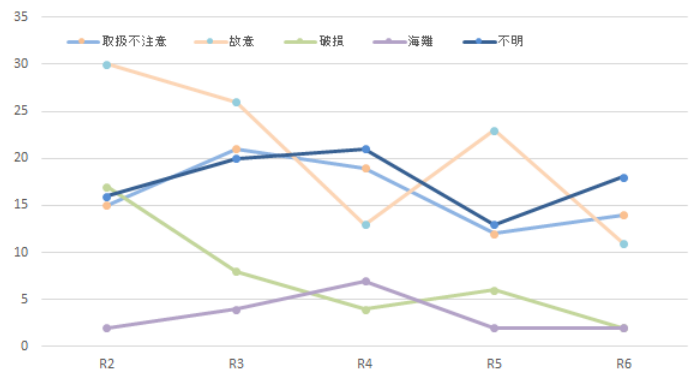
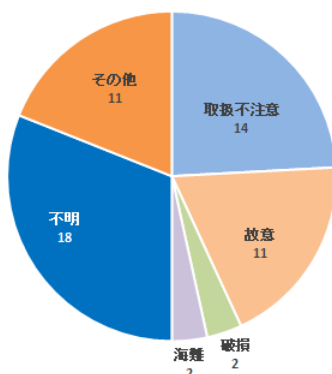
※3 施設の配管や機器の破損等

汚染物質内訳



最近5年の推移

排出原因内訳

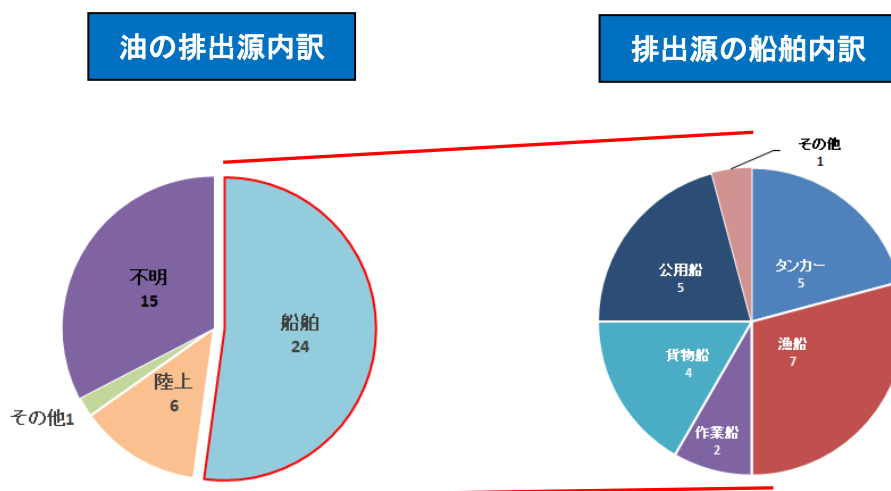


最近5年の推移

○油による海洋汚染について

汚染物質として最も多い油による海洋汚染の排出源内訳は、船舶が24件(前年21件)、陸上が6件、その他が1件、不明が15件でした。

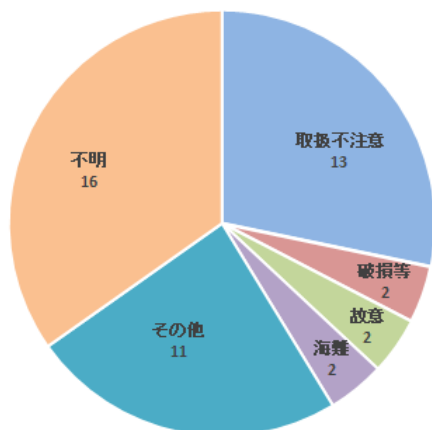
船舶の種類内訳は、漁船が7件(前年8件)と最も多く、次いでタンカー及び公用船が各5件、貨物船が4件、作業船が2件、その他が1件でした。



油による海洋汚染の排出原因は、取扱不注意が13件、破損等、故意及び海難が各2件でした。

不明・その他を除き最も多い「取扱不注意」は、給油作業や貨物油荷役作業等におけるポンプ操作ミスやバルブ閉鎖不確認によるものが多く発生しており、その多くは作業者による初歩的なミスや慣れから来る安全確認の軽視によるものです。

油の排出原因内訳



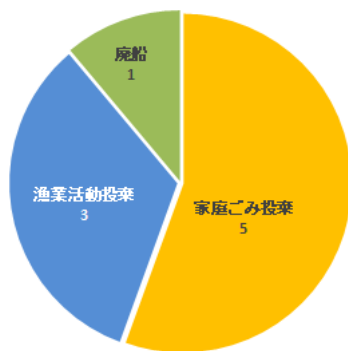
油による海洋汚染状況

○廃棄物による海洋汚染について

廃棄物による海洋汚染の内訳は、一般市民による家庭ごみの投棄が5件(前年比2件減)、漁業活動で発生した、漁具・資材等の投棄が3件(前年比3件減)及び船舶の投棄※¹(廃船)が1件発生しており、いずれも故意による不法投棄事案でした。

※1 本統計における「廃船の件数」については、海洋汚染に実際の影響があったものを計上しています。

廃棄物内訳



不要となった漁具の焼却状況



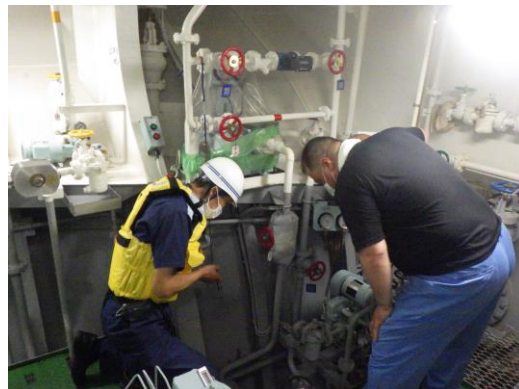
家庭ごみが投棄されている状況

2 海洋環境保全のための取組み

第六管区海上保安本部では、令和6年の海洋汚染の現状を踏まえ、特に次の活動を推進いたします。

(1) 訪船指導・訪問指導、講習会の実施

取扱不注意による油の排出を防止するため、漁船、貨物船等の船舶を中心に訪船指導を実施するとともに、陸上の事業者に対しても訪問指導や海洋環境保全講習会を行い、確認作業を徹底するように指導します。



(2) 不法投棄監視合同パトロール

海洋環境に係る各行政機関と緊密に連携し、航空機や巡視艇を使用した不法投棄監視合同パトロールを継続して実施し、陸上からでは発見が困難な廃棄物の不法投棄の監視を行います。

また、その状況を広報することにより、広く一般市民に対し、不法投棄防止に関する意識の向上を図っていきます。



(3) 海洋環境保全教室

海洋環境問題は国民一人ひとりにとって身近な問題であり、多くの方々に身近なごみが海洋汚染に結びついている現状を理解してもらうなど、海洋環境保全に対する意識の高揚が必要不可欠です。

そのため若年層を含む一般市民の方々に対し、海洋環境保全教室を開催するなどして、海洋環境保全に関する意識の高揚を図っていきます。



(4) 海浜清掃

海洋環境保全思想の向上を図るため、身近なごみが海洋汚染につながる現状を体感してもらう活動として、第六管区海上保安本部では、毎年6月ごろに「瀬戸内海・宇和海クリーン作戦」として自治体等と連携した海浜清掃活動を実施し、あわせて家庭ごみのポイ捨て等の不法投棄防止について呼びかけていきます。



また、環境省及び公益財団法人日本財団が、5月30日から6月8日前後までの期間で実施する「海ごみゼロウィーク」一斉清掃^{※1}への協力・参加も行い、海洋ごみ削減に向けて、海洋汚染の状況を広く周知して海洋環境保全啓発活動を実施していきます。

※1 「海ごみゼロウィーク」一斉清掃とは、環境省及び公益財団法人日本財団が平成30年2月から推進している共同事業の1つであり、5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）を経て6月8日（世界海洋デー）前後までの期間を「海ごみゼロウィーク」とし、同期間中に海洋ごみ削減に向けた全国一斉清掃活動を行い、その取組結果を世界へ発信する取組です。